

施策と事業

子どもの発達障がい早期に気づくことと、子どもの様子に合った育児をしていくことがとても大切です。そのために、身近な地域で、育児の困り感に応じた支援や必要な時に必要な支援を提供できることをめざしています。

基本的方針 1 早期に気づく

施策 1 相談窓口の明確化と広報

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所。22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定（合計 16 カ所）しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業で、支援方法別に次の 3 事業があります。 ① 訪問療育（訪問による療育支援） ② 外来療育（事業所等での療育支援） ③ 施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託し、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託予定としています。
母子健康手帳の交付 （妊婦支援相談事業） 【各区保健センター】	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減に努め、必要時、その後の育児まで一貫した支援を行う事業です。
妊産婦健康相談・電話相談 【各区保健センター】	保健センターにおいて、妊娠中や産後の健康状態等に関する来所相談を実施しているほか、保健師、助産師による電話相談を随時行っています。
地域子育て支援センター事業 【保育指導課】	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解消、子育ての指導など地域のおける子育て家庭に対する支援を進目的に地域子育て支援センターとして 4 保育所で実施しています。

事業名 担当課	事業内容
区保育・子育て支援センター事業 【保育指導課】	区における子育て支援の中心的役割を担う区保育子育て支援センター（ちあふる）において、従来の保育所における保育機能に加え、常設の子育てサロンをはじめとする様々な子育て支援を実施しています。
地域子育て支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、区健康・子ども課において区レベルで地域と一体となった子育て支援事業を展開しています。
子育て支援総合センター事業 【保育子育て支援課】	地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、常設の子育てサロンの運営、情報提供などを行い、区及び地域における子育て支援の先駆的、実験的な取り組みを進め子育て支援の常設拠点施設として、全市レベルで事業を展開しています。
地域主体の子育てサロン 立ち上げ・運営支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭の孤立化や子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを目的とし、地域が主体となって実施する（地域主体の子育てサロン）を設置するため区において立ち上げや運営支援を行います。
さっぽろ子育てサポート センター事業 【保育子育て支援課】	（財）札幌市在宅福祉サービス協会に委託し、子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える事業（託児）を展開します。
児童会館子育てサロンの 運営 【保育子育て支援課】	子育て家庭が自由に集い、遊びを楽しむことなどを通して、地域の人たちとの交流を提供し、親子の関わりや他の親子との交流を深める場として定期的に児童会館で開催しています。児童会館運営業務として指定管理者である（財）青少年女性活動協会が99箇所を実施しています。
発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽろ・こども広場） 【児童相談所】	小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月1回または、週1回、有期限で保健センター、児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。
各区健診の事後フォロー 【児童相談所】	
障がい相談 【児童相談所】	

事業名 担当課	事業内容
育成相談 【児童相談所】	
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	
教育相談事業 【幼児教育センター】	保護者からの「発育や発達の様子が気になる」「園生活や友達関係がうまくいかない」等の相談に応じる事業です。 (1) 来所相談により直接保護者の話を聞く、幼児の遊びの様子を見る、必要に応じて心理検査を実施し、幼児の様子を客観的に把握し、助言や情報提供を行う。 (2) 電話により相談に応じる。
地域教育相談の試行的実施事業 【幼児教育センター】	市立幼稚園研究実践園における平成２３年度からの「地域教育相談」の開始に向けて、幼児教育センター職員が、各区の研究実践園となる市立幼稚園を会場として、「地域教育相談」を試行的に実施し、市立幼稚園における相談の時間帯や具体的な実施の方法および、相談者のニーズについて把握するとともに、研究実践園となる市立幼稚園の園舎内の環境等、体制整備について検討します。幼児教育センターの職員等が市立幼稚園を会場として、区内の発達に心配のある幼児等をもつ保護者の相談を実施する事業です。

施策２ 地域での母子支援

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所。22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定(合計 16 カ所)しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業で、支援方法別に次の３事業があります。 ①訪問療育（訪問による療育支援）

	②外来療育（事業所等での療育支援） ③施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導）。 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託して り、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託 予定です。
母親・両親教室 【各区保健センター】	保健センターにおいて、初めて親になる市民を対象に、妊娠 中の過ごし方や子育てについての講話や実習を行うとともに、地 域での仲間作りを意図したグループワーク等を実施しています。
育児教室（離乳期講習会含む） 【各区保健センター】	保健センターにおいて、育児に関わる情報提供や相談、地域の 仲間作り等を目的に各種教室を開催しています。
地域子育て支援センター事 業 【保育指導課】	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解 消、子育ての指導など地域における子育て家庭に対する支援を進 目的に地域子育て支援センターとして 4 保育所で実施していま す。
区保育・子育て支援センター 事業 【保育指導課】	区における子育て支援の中心的役割を担う区保育子育て支セ ンター（ちあふる）において、従来の保育所における保育機能に 加え、常設の子育てサロンをはじめとする様々な子育て支援を実 施しています。
地域子育て支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくり を目的として、区健康・子ども課において区レベルで地域と一体 となった子育て支援事業を展開しています。
子育て支援総合センター事 業 【保育子育て支援課】	地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て 力の向上を図ることを目的として、常設の子育てサロンの運営、 情報提供などを行い、区及び地域における子育て支援の先駆的、 実験的な取り組みを進め子育て支援の常設拠点施設として、全市 レベルで事業を展開しています。
地域主体の子育てサロン 立ち上げ・運営支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭の孤立化や子育てに関する不安を解消し、安心して子 育てができる環境づくりを目的とし、地域が主体となって実施す る（地域主体の子育てサロン）を設置するため区において立ち上 げや運営支援を行います。
さっぽろ子育てサポートセ ンター事業 【保育子育て支援課】	（財）札幌市在宅福祉サービス協会に委託し、子育てについて援 助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域 で子育て家庭を支える事業（託児）を展開します。
児童会館子育てサロンの 運営 【保育子育て支援課】	子育て家庭が自由に集い、遊びを楽しむことなどを通して、地 域の人たちとの交流を提供し、親子の関わりや他の親子との交流 を深める場として定期的に児童会館で開催しています。児童会館 運営業務として指定管理者である（財）青少年女性活動協会が 9 9 箇所で開催しています。

業名 担当課	事業内容
発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） 【児童療育】	小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月１回または、週１回、有期限で保健センター、児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。
各区健診の事後フォロー 【児童相談所】	
障がい相談 【児童相談所】	
育成相談 【児童相談所】	
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	
発達障害についての理解啓発を図るリーフレットの作成と配付 【教育委員会】	発達障がい等の困りのある児童生徒の支援については、周囲の理解が大事であることから、市立小学校の新入生をもつ保護者に対し、発達障がい等のことを分かりやすく記したリーフレットを作成し、配付している。

施策3 母親との良い関係づくり

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所。22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定(合計 16 カ所)しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業で、支援方法別に次の3事業があります。 ① 訪問療育（訪問による療育支援） ② 外来療育（事業所等での療育支援） ③ 施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託し、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託予定としています。
乳幼児健康診査 【各区保健センター】	保健センターにおいて、4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診を実施し、「疾病や障がいの早期発見」「健全な発育・発達の促進」「育児不安の軽減」を図っています。
乳幼児精神発達相談 【各区保健センター】	保健センターにおいて、ことばの遅れや他の子と遊べないなど精神発達や心理的な側面で心配のある乳幼児とその親に対し、育児不安の軽減を図るために個別相談を実施しています。
保育事業（一時保育推進事業含む） 【保育指導課】	保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなどのため、家庭において児童を十分保育できない場合に、保護者の委託を受けてそれらの児童を保育します。（パートなどの就労、緊急時の保育、心理的・精神的負担などの私的理由による一時的な保育）

事業名 担当課	事業内容
発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） 【児童療育】	小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月１回または、週１回、有期限で保健センター、児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。
各区健診の事後フォロー 【児童相談所】	
障がい相談 【児童相談所】	
育成相談 【児童相談所】	
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	

施策 4 地域の医療機関との連携

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所ですが、22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定（合計 16 カ所）しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業です。支援方法別に次の 3 事業があります。 ①訪問療育（訪問による療育支援） ②外来療育（事業所等での療育支援） ③施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託し、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託をする予定です。
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 【各区保健センター】	市内の医療機関において「育児支援が必要」とされた妊婦、親子に、医療機関と保健センターが連携しながら育児不安の軽減や児童虐待発生予防のために、家庭訪問などの支援を行っています。
発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） 【児童療育】	小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月 1 回または、週 1 回、有期限で保健センター、児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。
各区健診の事後フォロー 【児童相談所】	
障がい相談 【児童相談所】	
育成相談 【児童相談所】	
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	

施策 5 医療機関への集中の緩和〈相談機関や育児支援の充実〉

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所。22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定（合計 16 カ所）しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業です。支援方法別に次の 3 事業があります。 ①訪問療育（訪問による療育支援） ②外来療育（事業所等での療育支援） ③施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託し、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託をする予定です。
訪問指導事業 【各区保健センター】	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病や異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦、新生児に対し、保健師や助産師による家庭訪問指導を実施しています。特に、継続支援が必要と判断された場合には、地区保健師が支援を継続します。
地域子育て支援センター事業 【保育指導課】	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解消、子育ての指導など地域における子育て家庭に対する支援を進目的に地域子育て支援センターとして 4 保育所で実施しています。
区保育・子育て支援センター事業 【保育指導課】	区における子育て支援の中心的役割を担う区保育子育て支援センター（ちあふる）において、従来の保育所における保育機能に加え、常設の子育てサロンをはじめとする様々な子育て支援を実施しています。
地域子育て支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、区健康・子ども課において区レベルで地域と一体となった子育て支援事業を展開しています。
子育て支援総合センター事業 【保育子育て支援課】	地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、常設の子育てサロンの運営、情報提供などを行い、区及び地域における子育て支援の先駆的、実験的な取り組みを進め子育て支援の常設拠点施設として、全市レベルで事業を展開し

事業名 担当課	事業内容
地域主体の子育てサロン 立ち上げ・運営支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭の孤立化や子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを目的とし、地域が主体となって実施する（地域主体の子育てサロン）を設置するため区において立ち上げや運営支援を行います。
さっぽろ子育てサポートセンター事業 【保育子育て支援課】	（財）札幌市在宅福祉サービス協会に委託し、子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える事業（託児）を展開します。
児童会館子育てサロンの運営 【保育子育て支援課】	子育て家庭が自由に集い、遊びを楽しむことなどを通して、地域の人たちとの交流を提供し、親子の関わりや他の親子との交流を深める場として定期的に児童会館で開催しています。児童会館運営業務として指定管理者である（財）青少年女性活動協会が99箇所で開催しています。
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	

施策6 公的医療機関の人材育成事業への協力

事業名 担当課	事業内容
学生及び関連職種の実習の受け入れ 【静療院】	学生（医療、保健、福祉）及び発達障がいに関係する関連職種の研修（実習）の受け入れを行い、専門的立場から教育指導を行っています。

施策7 支援機関へ教育的指導の役割を担う

事業名 担当課	事業内容
発達障がいに係る関連機関への児童精神科的関わり 【静療院】	発達障がいに関係する関連機関への情報提供のほか、必要に応じ専門的立場から助言しています。

期本的方針 2 早期に支援

施策 1 子どもが適正な関わりを受けることができ保護者は関わりを学ぶ

事業名 担当課	事業内容
発達障がい者青年グループ ケア（Mグループ） 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた子育て中の母親がグループミーティングを行います。自身の障害や子育てについて語ることで、障害についての理解を深め、母親の孤独感を緩和することを目的とする事業です。
訪問指導事業 【各区保健センター】	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病や異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦、新生児に対し、保健師や助産師による家庭訪問指導を実施しています。特に、継続支援が必要と判断された場合には、地区保健師が支援を継続します。
障害児保育（巡回指導含む） 【保育指導課】	保育を必要とする心身に障がいをもつ児童のうち、集団生活が可能でかつ通所可能な児童に対し、障害の程度に応じ指導計画に基づく保育を展開することにより、その成長発達を促すなどの保育を実施。障害児の集団保育が適切に行われるよう巡回指導を実施し、保育者（必要に応じて保護者）に対して指導・助言を行う事業です。
発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） 【児童療育】	小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月1回または、週1回、有期限で保健センター、児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。
各区健診の事後フォロー 【児童相談所】	
障がい相談 【児童相談所】	
育成相談 【児童相談所】	
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	

施策 2 身近に相談機関がある

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所。22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定（合計 16 カ所）しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業です。支援方法別に次の 3 事業があります。 ①訪問療育（訪問による療育支援） ②外来療育（事業所等での療育支援） ③施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託し、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託をする予定です。
地域教育相談の試行的実施事業 【幼児教育センター】	市立幼稚園研究実践園における平成 23 年度からの「地域教育相談」の開始に向けて、幼児教育センター職員が、各区の研究実践園となる市立幼稚園を会場として、「地域教育相談」を試行的に実施し、市立幼稚園における相談の時間帯や具体的な実施の方法および、相談者のニーズについて把握するとともに、研究実践園となる市立幼稚園の園舎内の環境等、体制整備について検討します。幼児教育センターの職員等が市立幼稚園を会場として、区内の発達に心配のある幼児等をもつ保護者の相談を実施しています。
【子どもアシストセンター】	「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき設置された機関で、子どもの権利侵害に関する相談と救済の申立てを受けています。相談では子どもの権利侵害の他、子どもに関わるさまざまな悩みについて幅広く受けています。また、権利侵害に関わる救済の申立てでは、調査を実施し、必要に応じて調整、改善の勧告等を行うなど、公的第三者の立場から権利の侵害を受けた子どもの救済を図っています。相談方法は電話相談、メール相談、面談となっております。
訪問指導事業【各区保健センター】	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病や異常の早期発見、育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦、新生児に対し、保健師や助産師による家庭訪問指導を実施しています。継続支援な場合には、地区保健師が支援を継続します。

事業名 担当課	事業内容
発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） 【児童療育】	小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月1回または、週1回、有期限で保健センター、児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。
各区健診の事後フォロー 【児童相談所】	
障がい相談 【児童相談所】	
育成相談 【児童相談所】	
メンタルフレンド事業 【児童相談所】	
不登校グループ指導 【児童相談所】	
軽度発達障がいグループ指導 【児童相談所】	

施策3 子どもの記録ツール開発

事業名 担当課	事業内容
発達障がい者支援関係機関連絡会議 【障がい福祉課】	ネットワーク部会において、成育歴や支援内容が記録できずツールを検討中です。

施策4 支援記録ツール開発

事業名 担当課	事業内容
発達障がい者支援関係機関連絡会議 【障がい福祉課】	ネットワーク部会において、成育歴や支援内容が記録できずツールを検討中です。

施策5 保護者の支援システムづくり

事業名 担当課	事業内容
札幌市の特別な教育的支援を必要とする幼児の育ちをささえ・つなぐしくみ構築に向けた取り組み 【幼児教育センター】	「幼児の育ちをささえつなぐしくみ」は、市内のすべての幼稚園に在園している障がいのある、あるいは障がいの疑いのある幼児や保護者に対して、また幼児を受け入れている幼稚園に対して、診断の有無や程度にかかわらず、必要な支援を継続して行います。 (1) 幼児が札幌市内の幼稚園に入園が決まったとき、または、入園後に、園が特別な教育的支援が必要と考える 場合、実態把握をしたうえで（仮称）アセスメント検討委員会を実施し、幼児の支援のポイントを検討し幼稚園や保護者に示す (2) 幼稚園訪問支援で、在園中の具体的な支援の方法について教師相談に応じ、個別の指導計画作成等の支援をする。 (3) 幼稚園において、特別な教育的支援を必要とする幼児の担当者が、個に応じた適切に対応できるよう、特別支援教育についての基本的な知識や具体的な対応について、講義や演習を通して身につけられるように「特別な教育的支援を必要とする幼児の支援担当者研修会」を実施する。 (4) 「幼稚園・保育所・小学校連絡会」を開催し、区内の幼稚園・保育所・小学校の担当者が一堂に会し、担当者同士が就学に向けて、円滑な連携をとれるように体制整備を行う。

施策6 親の会との連携

事業名 担当課	事業内容
発達障がい者支援関係機関連絡会議 【障がい福祉課】	早期発見・早期療育部会において、成育歴や支援内容が記録できずツールを検討中です。

地域生活・就労支援

施策と事業

＜仕事への意欲と適性をうまく発揮する支援に向けて＞

- ・地域における若者支援に関しては、支援機関の歴史も浅くまだ十分に課題が整理されていない状況にあると言えます。今後の支援の充実をめざしています。

基本的方針 3 青年期の地域生活支援

施策 1 相談窓口の明確化と広報

事業名 担当課	事業内容
障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。現在 15 カ所。22 年度は 10 月から 1 カ所増を予定（合計 16 カ所）しています。
障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】	在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業です。支援方法別に次の 3 事業があります。 ①訪問療育（訪問による療育支援） ②外来療育（事業所等での療育支援） ③施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、障がい者相談支援事業を委託する 15 カ所で受託し、22 年度は、より専門的な支援を期待できる法人数カ所に委託をする予定です。
電話相談 【札幌こころのセンター】	電話相談を受け、相談内容に応じて適切な関係機関、相談機関についての情報提供を行います。
精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】	専門職による面接相談を行い、助言・指導を行います。

施策 2 効果的な支援のシステムづくり

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増予定（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）です。

施策３ 青年期の持つ問題と課題の整理

事業名 担当課	事業内容
発達障がい者青年グループケア 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者が、障害について理解を深め、コミュニケーションを楽しむことを目的に、グループミーティングを行い、発達障がいについての考え方や生活の仕方について探ります。
発達障がい者当事者勉強会 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者に対して、障害についての理解を深めることを目的に、発達障害に関連した研修会を行います。
発達障がい者家族交流会 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者の家族が、障害についての理解を深め、家族同士が交流し支えあうことを目的にミーティングを行います。

施策４ 支援技術に向上のための連携

事業名 担当課	事業内容
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など）

基本的方針 4 就労準備の支援

施策 1 生活の中で就労意欲を醸成する

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増やす予定です。（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）
事業名 担当課	事業内容
発達障がい者青年グループケア 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者が、障害について理解を深め、コミュニケーションを楽しむことを目的に、グループミーティングを行い、発達障がいについての考え方や生活の仕方について探ります。
発達障がい者家族交流会 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者の家族が、障害についての理解を深め、家族同士が交流し支えあうことを目的にミーティングを行います。
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など）
若者支援総合センター事業 【教】生涯学習推進課】	若者支援総合センターにおける相談・就労支援プログラムを実施します。

施策 2 進路を決める時の情報の収集

事業名 担当課	事業内容
「教育支援計画」「教育支援計画」「個別支援の指導」「移行支援」事業 【教育委員会】	高等養護学校において、一人ひとりの生徒の状況に応じた指導を実施しています。

施策 3 教育における就労の意識づけと指導

事業名 担当課	事業内容

施策 4 高等養護学校での就労支援プログラム

事業名 担当課	事業内容
「教育支援計画」「教育支援計画」「個別支援の指導」「移行支援」事業 【教育委員会】	高等養護学校において、一人ひとりの生徒の状況に応じた指導を実施しています。

施策 5 就労支援システムの整理と充実

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増やす予定です。（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）

基本的方針 5 就労する段階の支援（マッチング）

施策 1 適性のある職種と職場の選択

事業名 担当課	事業内容
元気はっけん（派遣）事業 【障がい福祉課】	施設を利用する障がい者、一般就労からの離職障がい者、特別支援学校卒業生等について、人材派遣会社に登録し、企業等に派遣する事業を試行的に実施（平成 22 年度までを予定）。 これまで派遣実績として知的障がい者 1 名（のちに正規雇用）。

施策 2 効果的な支援技術の向上

事業名 担当課	事業内容
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など）
PDD（広汎性発達障害）研修 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】	発達障がい支援に携わる専門職種を対象として、年に 4 回実施しています。

施策3 当事者に届けるための情報の提供

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター(就労者支援型)事業 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在1カ所(国の就業・生活支援センターの類似事業。22年度は相談支援の場を1カ所増やす予定です。(合計2カ所。就業・生活支援センターと合わせて3カ所)

施策4 障がいの理解と受容への支援技術の習得

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター(就労者支援型)事業 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在1カ所(国の就業・生活支援センターの類似事業。22年度は相談支援の場を1カ所増やす予定です。(合計2カ所。就業・生活支援センターと合わせて3カ所)
発達障がい者青年グループケア 【札幌こころのセンター】 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者が、障害について理解を深め、コミュニケーションを楽しむことを目的に、グループミーティングを行い、発達障がいについての考え方や生活の仕方について探ります。
発達障がい者家族交流会 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者の家族が、障害についての理解を深め、家族同士が交流し支えあうことを目的にミーティングを行います。
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。(コンサルテーション、ケース会議への参加など)

施策5 就労枠の提供

事業名 担当課	事業内容
元気はっけん(派遣)事業 【障がい福祉課】	施設を利用する障がい者、一般就労からの離職障がい者、特別支援学校卒業生等について、人材派遣会社に登録し、企業等に派遣する事業を試行的に実施(平成22年度までを予定)。 これまで派遣実績として知的障がい者1名(のちに正規雇用)。

基本的方針 6 就労継続の支援

施策 1 本人から職場への適切な働きかけ

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 （国、北海道の労働対策事業との連携） 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増やす予定です。（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）

施策 2 職場から本人への適切な働きかけ

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 （国、北海道の労働対策事業との連携） 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増やす予定です。（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）

施策 3 支援者への総合的なバックアップ体制

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 （国、北海道の労働対策事業との連携） 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増やす予定です。（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）
精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】	専門職による面接相談を行い、助言・指導を行います。
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など）
発達障がい者支援に関係する機関への支援 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】	地域の相談支援機関を取りまとめる立場から各関係機関への助言を行います。

施策 4 本人と職場の良好な関係づくり

事業名 担当課	事業内容
地域活動支援センター（就労者支援型）事業 （国、北海道の労働対策事業との連携） 【障がい福祉課】	働くあるいは就労を目指す障がい者の就業面・生活面双方の相談支援とともに、働く障がい者の交流の場を運営しています。 現在 1 カ所（国の就業・生活支援センターの類似事業。22 年度は相談支援の場を 1 カ所増やす予定です。（合計 2 カ所。就業・生活支援センターと合わせて 3 カ所）

ネットワーク

施策と事業

子どもの時期から大人になるまで、あるいは大人になってからも継続した支援を受けやすくするために、伝達ツール作成と効果的な活用をめざしています。

基本の方針 7 ネットワークづくり

施策 1 学びの手帳の広報

事業名 担当課	事業内容
「学びの手帳」の配付 【教育委員会】	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、学びの支援のための情報が記録できる A4 ファイルサイズの手帳、「学びの手帳」を教育センター等での教育相談の際に、希望する保護者に配付しています。 子どもの成長のようすや学びのようすなどを書き込むことができ、学校や医療、保健、福祉などの関係機関から提供された資料等を差し込めるようになっています。この手帳を活用することにより、学校や関係機関との相談等においても子どもの状態を客観的に伝えることができ、より適切な支援が受けられることをねらっています。
教育相談事業 【幼児教育センター】	保護者からの「発育や発達の様子が気になる」「園生活や友達関係がうまくいかない」等の相談に応じています。 ① 来所相談により直接保護者の話を聞く、幼児の遊びの様子を見る、必要に応じて心理検査を実施し、幼児の様子を客観的に把握し、助言や情報提供を行う。 ② 電話により相談に応じる。
地域教育相談の試行的実施 事業 【幼児教育センター】	市立幼稚園研究実践園における平成23年度からの「地域教育相談」の開始に向けて、幼児教育センター職員が、各区の研究実践園となる市立幼稚園を会場として、「地域教育相談」を試行的に実施し、市立幼稚園における相談の時間帯や具体的な実施の方法および、相談者のニーズについて把握するとともに、研究実践園となる市立幼稚園の園舎内の環境等、体制整備について検討します。幼児教育センターの職員等が市立幼稚園を会場として、区内の発達に心配のある幼児等をもつ保護者の相談を実施しています。

施策2 学びの手帳の活用

事業名 担当課	事業内容
「学びの手帳」の配付 【教育委員会】	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、学びの支援のための情報が記録できる A4 ファイルサイズの手帳、「学びの手帳」を教育センター等での教育相談の際に、希望する保護者に配付しています。 子どもの成長のようすや学びのようすなどを書き込むことができ、学校や医療、保健、福祉などの関係機関から提供された資料等を差し込めるようになっています。この手帳を活用することにより、学校や関係機関との相談等においても子どもの状態を客観的に伝えることができ、より適切な支援が受けられることをねらっています。
幼稚園訪問支援の試行的実施事業 【幼児教育センター】	平成23年度からの市立幼稚園の研究実践園化に向けて、幼児教育センターが市立幼稚園スキルアップ研修Ⅱ受講者とともに、私立幼稚園からの特別な教育的支援を必要とする幼児の指導について相談に応じ、私立幼稚園への支援体制を整備します。 定期的あるいは必要に応じて訪問し、指導の内容や個別の指導計画、個別の支援計画の作成の相談に応じ、幼稚園が特別な教育的支援を必要とする幼児に適切な支援ができるようにします。

施策3 広く活用できる「障がいの手帳」の検討

事業名 担当課	事業内容
札幌市の特別な教育的支援を必要とする幼児の育ちをささえ・つなぐしくみ（幼稚園・保育所・小学校連絡会） 【幼教センター】	「幼児の育ちをささえつなぐしくみ」は、市内のすべての幼稚園に在園している障がいのある、あるいは障がいの疑いのある幼児や保護者に対して、また幼児を受け入れている幼稚園に対して、支援を継続して行います。

施策4 支援マップの作成

事業名 担当課	事業内容
札幌市発達障がい庁内検討会議 【障がい福祉課】	現在作成中の段階です。

施策5 幼保、幼小の連携

事業名 担当課	事業内容
幼稚園・保育所・小学校連絡 【保育指導課】	区内の幼稚園・保育所・小学校の担当者が一同に会し、担当者同士が就学に向けて円滑な連携が通れるように引継ぎを行います。
地域子育て支援センター事業 【保育指導課】	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解消、子育ての指導など地域における子育て家庭に対する支援を進目的に地域子育て支援センターとして4保育所で実施しています。
区保育・子育て支援センター事業 【保育指導課】	区における子育て支援の中心的役割を担う区保育子育て支援センター（ちあふる）において、従来の保育所における保育機能に加え、常設の子育てサロンをはじめとする様々な子育て支援を実施しています。
地域子育て支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、区健康・子ども課において区レベルで地域と一体となった子育て支援事業を展開しています。
子育て支援総合センター事業 【保育子育て支援課】	地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、常設の子育てサロンの運営、情報提供などを行い、区及び地域における子育て支援の先駆的、実験的な取り組みを進め子育て支援の常設拠点施設として、全市レベルで事業を展開しています。
地域主体の子育てサロン 立ち上げ・運営支援事業 【各区健康・子ども課】	子育て家庭の孤立化や子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを目的とし、地域が主体となって実施する（地域主体の子育てサロン）を設置するため区において立ち上げや運営支援を行います。
さっぽろ子育てサポートセンター事業 【保育子育て支援課】	（財）札幌市在宅福祉サービス協会に委託し、子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える事業（託児）を展開します。
児童会館子育てサロンの運営 【保育子育て支援課】	子育て家庭が自由に集い、遊びを楽しむことなどを通して、地域の人たちとの交流を提供し、親子の関わりや他の親子との交流を深める場として定期的に児童会館で開催しています。児童会館運営業務として指定管理者である（財）青少年女性活動協会が99箇所で開催しています。

施策6 学校と福祉の連携

事業名 担当課	事業内容
幼稚園・保育所・小学校連絡 会 【保育指導課】	区内の幼稚園・保育所・小学校の担当者が一同に会し、担当者同士が就学に向けて円滑な連携が通れるように引継ぎを行います。
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など）
社会福祉協力校事業 【教育委員会】	社会福祉協力校事業は、社会福祉協議会の協力を得て、各学校における福祉教育の理解啓発を図るための取組を行っています。 各学校においては、総合的な学習の時間に、障がいのある方（当事者）を招いてのお話を聞くことや、各障がいの疑似体験、福祉施設の調査などを行い、福祉に関する学習に取り組んでいます。

施策7 大学などの相談機関の広報

事業名 担当課	事業内容
電話相談 【札幌こころのセンター】	電話相談を受け、相談内容に応じて適切な関係機関、相談機関についての情報提供を行います。
技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】	発達障害に携わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など）

施策8 個別支援計画のフォームの改善

事業名 担当課	事業内容

社会適応

施策と事業

発達障がいのある少年が、施設退所後、地域社会に戻り生活するにあたっては、家庭を始めとする地域社会に戻るための支援が必要です。少年が適応できるようきめ細かな支援ができるシステムが望まれます。

基本的方針 8 社会適応

施策 1 社会適応のための継続的支援

事業名 担当課	事業内容
精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】	専門職による面接相談を行い、助言・指導を行います。
発達障がい者青年グループケア 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者が、障害について理解を深め、コミュニケーションを楽しむことを目的に、グループミーティングを行い、発達障がいについての考え方や生活の仕方について探ります。
発達障がい者当事者勉強会 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者に対して、障害についての理解を深めることを目的に、発達障害に関連した研修会を行います。
発達障がい者家族教室 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者の家族に対して、障害についての理解を深めることを目的に、発達障害に関連した研修会を行う。
発達障がい者家族交流会 【札幌こころのセンター】	アスペルガー障害、高機能自閉症等の診断を受けた当事者の家族が、障害についての理解を深め、家族同士が交流し支えあうことを目的にミーティングを行います。

施策 2 社会適応のための支援体制

事業名 担当課	事業内容
札幌市発達障がい支援関係機関連絡会議 【障がい福祉課】	社会適応部会にて試行的に取り組んでいます。
精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】	専門職による面接相談を行い、助言・指導を行います。

施策3 家庭での育児支援

事業名 担当課	事業内容
札幌市発達障がい支援関係機 関連絡会議 【障がい福祉課】	社会適応部会にて試行的に取り組んでいます。

施策4 幼少期からの集団生活における支援

事業名 担当課	事業内容
幼稚園訪問支援の試行的実施 事業 【幼教センター】	

施策5 支援システムづくり

事業名 担当課	事業内容
札幌市発達障がい支援関係機 関連絡会議 【障がい福祉課】	社会適応部会にて試行的に取り組んでいます。

施策6 社会の理解促進

事業名 担当課	事業内容
研修教育事業 【札幌こころのセンター】	発達障害についての理解、知識等について、普及啓発を行う。 関係機関が行う普及啓発活動に対して、専門的な立場から協力、 指導及び援助を行う。
発達障害についての理解啓発 を図るリーフレットの作成と 配付 【教育委員会】	発達障がい等の困りのある児童生徒の支援については、周囲の 理解が大事であることから、市立小学校の新入生をもつ保護者に 対し、発達障がい等のことを分かりやすく記したリーフレットを 作成し、配付している。